

飲酒運転はモラルの問題



広報いわむろ / 昭和58年12月1日

危険な

飲酒運転の自己弁護

アルコールは

体内の機能を低下させる

飲酒運転を犯したドライバーの「自己弁護」——その主なものは次のとおりです。

- ①あまり酔っていないと思った
- ②酔った勢いで
- ③ひと休みして酔いがさめたと思った
- ④翌日の仕事に車が必要だから
- ⑤今まで飲酒運転で捕まつたことがなかつたから

こうした言い訳をすること自体、アルコールの人体に与える影響は

常に心身ともに万全の状態でハンドルを握る——ドライバーである以上、必ず守らなければならない基本的なモラルの一つです。道路交通法は「何人も酒気を帯びて車両等（自動車、原動機付自転車など）を運転してはならない」と定めています。そうと知りながら、酒を飲んで車を運転することは、最も恥すべき行動と言えます。

飲酒運転は、ほかの犯罪に比べて執行猶予が少なく、実刑、厳罰主義がとられていますが、飲酒運転で罰せられるのはドライバーだけではありません。自

■巻警察署管内飲酒運転者数(10月31日現在) ※()内は死者

区分 町村	飲酒運転者 人數	免許取消者 人數	飲酒事故
巻町	45	19	2(1)
吉田町	24	10	1
岩室村	10	4	1(1)
湯東村	8	4	—
弥彦村	7	3	—
中之口村	7	2	—
西川町	6	3	2
計	107	45	6(2)

*岩室村の飲酒事故(死者1人)については、今年6月17日、越後七浦サイドラインの同瀬本村地内で起きた暴走事故によるものです。

飲酒運転は、ほかの犯罪に比べて執行猶予が少なく、実刑、厳罰主義がとられていますが、飲酒運転で罰せられるのはドライバーだけではありません。自

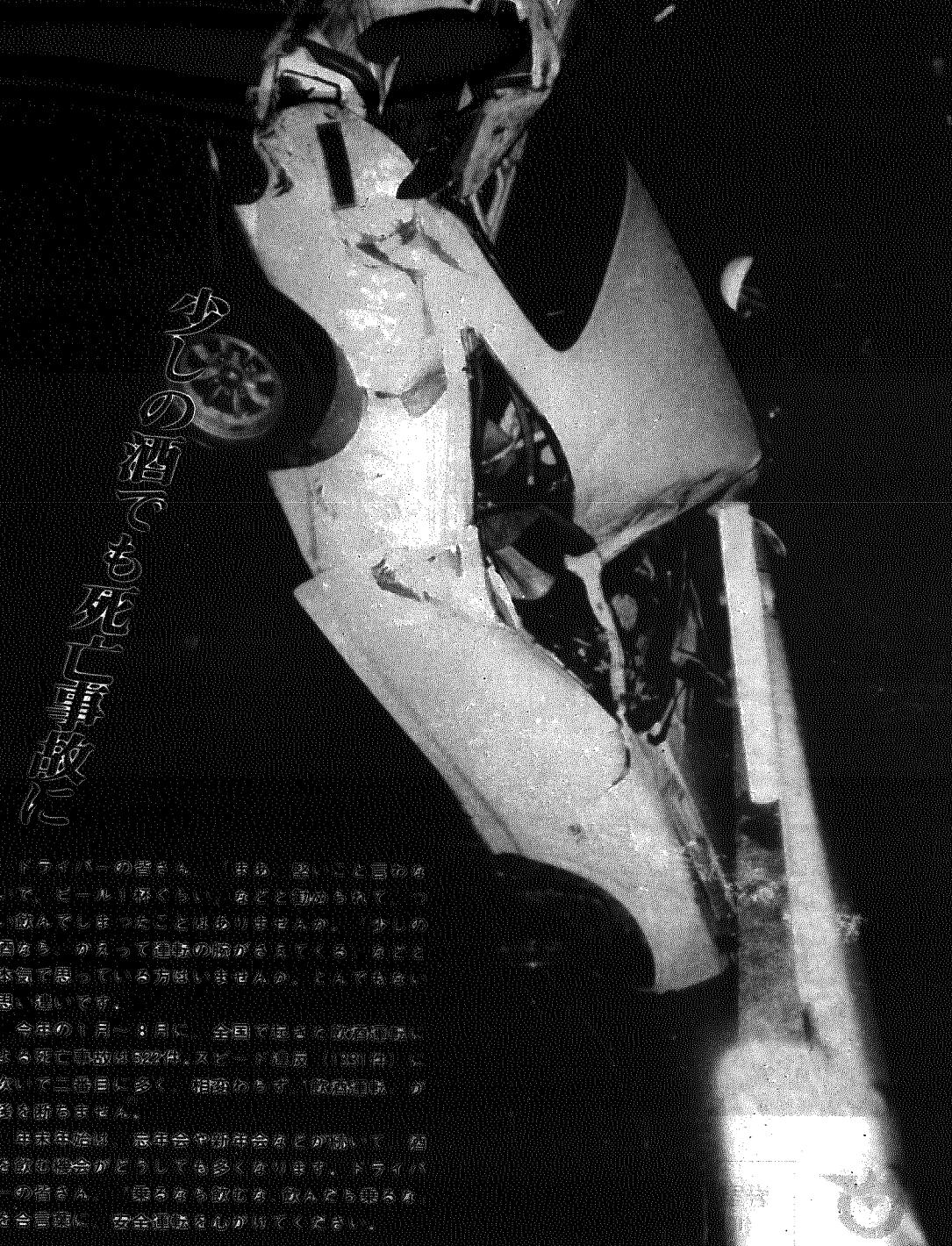
上の人などが、酒を飲んでいる人に車の運転を強要すると処罰されます。また、ドライバーに酒を勧める」とも禁止されています。ドイツの医学者フロイデンベルグによる「血中アルコール濃度と事故の危険度」の調査によると(長山泰久著・ドライバーの心理学)、ビール一本を飲んだ状態で車を運転した場合、アルコールが体内に全くないときと比べて、死亡事故の危険度は二・五倍に増えています。また、死亡事故につながらなくても、物を壊したり負傷したりする事故も増えており、少しの酒でも危険なことを物語っています。

さらに、集中力が鈍ったり、精神的にも不安定になるなど、酒が人体に及ぼす影響は、車の運転にとっては好ましくないものばかりです。

卷地区交通安全協会和納支部長 竹内勝衛さん(和6・53歳)

飲酒運転防止に思つ

年末年始の事故防止



*先月8日夜、石瀬地内で起きた交通事故。原因は暴走運転によるもので、ガードレール支柱に垂直に突きさったもの。幸い同乗者2名は軽症でした。(写真提供=巻警察署交通課)